

## 関寛齋 関連文書 (2)

須永 忠, 齋藤美栄子

関文書の会

### 41 慶応4年7月25日 古川高三より関寛齋宛

(関3)

時下折角御自愛親菴より宣布申上候様申出候  
 玄英婦帆ニ相托拜啓仕候、秋涼相催し候処、貴境  
 追々鎮定御按申上候へ共御安静奉大賀候、当地一  
 同無事御放慮可被下候、玄英事御間合可申候へ共  
 段々之御芳情同人感戴致居候、何分宣布申上候、  
 其後前杏君<sup>(1)</sup>ニ屢面会致候間尉宗之義も申談置、  
 同人も旅宿迄罷出面謁を得させ置申候、拟当地之  
 形勢追々鎮安委細玄英より申上候、病院如何成又  
 医学所御薬園医学館共前君え取締被仰付候由ニて  
 強盛之勢御座候、病院は和泉橋藤堂邸御引上ニて  
 追々御立建之様子昨今横浜へ百人参候と申事、帰  
 後早々病院一□業相成可申奉存候、左候ハ、年来  
 之交誼何とか拙之義も可及と申居候、御存之老隠  
 居何も御用にも不相立もの御一新之機会ニハ恐縮  
 之次第ニ候へ共、尊兄之思召も有之兎も角も従来  
 官家之家来ニて今度出仕不仕候ては不都合と申勸  
 候ものも有之候間選挙致くれ候上と決定仕候、猶  
 公辺宣布御含置可被下候、島村<sup>(2)</sup>も前々通被仰付  
 候由申来候へ共、病氣ニて早速御受も不申上候、  
 其他教授職助坎坪井芳洲<sup>(3)</sup>之外は未承り不申候、  
 当地御用之義ハ何なりとも被仰下度相勤可、御旅  
 勤中御不自由御察申上候、玄英婦帆ニよりて此段  
 申上置候、奥羽之近況御閑暇も候ハ、御洩、疾く  
 安堵仕度奉存候、恐惶頓首

七月念五認

古川高三<sup>(4)</sup>

関寛齋様 侍史

(1) 前杏君 前田<sup>きょうすけ</sup>杏輔(杏齋). 薩摩藩医. 慶  
 応4年6月9日幕府医学所, 7月8日医学館,  
 御薬園, 病院の御用掛となる. 明治元年10月

23日日頃の横暴な言動により罷免される.

(2) 島村 島村鼎甫と思われる. 関寛齋関連  
 文書(1)の3頁参照のこと.

(3) 坪井芳州 大木忠益. 米沢に生まれる. 坪  
 井信道に学び, その養子となり, 為春, 芳州  
 を名乗る. 西洋医学所教授. 明治2年大学少  
 博士. 明治19年3月30日没. (?-1886)

(4) 古川高三 詳細不明. 江戸在住の知人で医  
 学に携わっているようである. 『日記』(177  
 頁)に東京大病院の器械方頭取 古川齋三と  
 あるが同一人物か.

### 42 慶応4年7月26日 総督府会計方より関寛齋宛

(関30)

覚

一, 病人 老人

右 総督府御内病氣ニ付病院え残置候間、快気  
次第差越可申事

七月廿六日

総督府 会計方

(角印 [総督府/会計方/之印])

(注) 7月27日奥羽出張病院は小名浜より平長  
 橋町性源寺へ移動する.

### 43 慶応4年7月27日 福田龍助より関寛齋宛

(関31)

一筆致啓上候、秋暑之節御座候処、先以愈御堅固  
 御繁多御勤務被成御座珍重奉存候、然は去ル十八  
 日平瀉より横浜へ蒸気船ニて御差送り被成候病人  
 看病人御雇之もの今朝罷歸り候処、別封御用状式  
 通并糸<sup>(ママ)</sup>建 筵小包一ツ、油紙小包一ツ、詰合ニシ  
 テ右看病人御雇之もの持歸り候ニ付、則宿送リニ

シテ御廻し申候間、御落手可被成下候、此段為可  
得貴意如斯御座候、恐惶謹言

七月廿七日 川越藩 平瀨陣内  
福田龍助 正直(花押)

関寛齋様

尚々御用状并包物等相届申候ハ、幸便之御御答  
可被下候様仕度奉存候、以上

44 慶応4年7月28日 本川自哲より関寛齋宛  
(関24)

一箇拜呈仕候、秋暑退兼候得共益御安泰奉雀躍  
候、扱頃日は岩城平も落城ニ相成御同意奉恐悦  
候、其節之手負病人四人、今日尚又差上候間乍御  
面倒万事宜敷御頼申上候、右病人之内急ニ快方難  
相成面々は御高診之上思召次第、横浜え船便次第  
御差送被下候様は又御願申上候、先頃より病人共  
御厚配被成下重畳難有奉多謝候、略承り候得は  
近々岩城平え御病院御引移りニも可相成様承知仕  
候如何、急ニも御手数ニ可相成候哉、彼是御多忙  
奉恐察候、何れ其内拜眉之上と申上残、勿々謹上

七月廿八日 本川自哲

関先生 玉床下

尚々頃日ハ吸玉<sup>(1)</sup>御取替御願申上候処、早速御  
取替被下其上別ニ壱ツ御恵被下置難有内甚以痛  
入事共ニ奉存候、様々御礼申上候、以上

(1) 吸玉<sup>すいだま</sup> 吸瓢<sup>すいぶくべ</sup> 中空のガラス瓶の一端にゴ  
ム球を取り付けた器具。皮膚に吸着させて悪  
血や膿汁などを吸い取るのに使用。吸角。

45 慶応4年7月28日 因州病院より奥羽出張病  
院宛 (関32)

西村幸助

右病氣ニ付御治療宜奉頼候

七月廿八日 因州病院

大病院 御衆中様

46 慶応4年7月28日 谷元作之助より関寛齋宛  
(関33)

讚良休次郎  
江川左右衛門

夫卒之次郎

右は弊藩者ニて於当地<sup>(ママ)</sup>自病相煩此節進撃難調者  
共故、大病院ニおひて療方相成候様被仰付度奉  
存候、就ては三人之者差上申候付可然御診察被成  
給度、乍御繁務宜御取計置義共奉願候、此旨一  
緒<sup>(ママ)</sup>を以御頼旁猶亦奉願候、以上

七月廿八日

大政官大病院御掛 薩州  
関寛齋様 谷元作之助

47 慶応4年7月29日 谷元作之助より関寛齋宛  
(関34)

大橋休之進

右は進撃先キ合戸と申所ニて病氣相煩只今当地え  
着、下陣迄漸にて罷着、極難症之由相見得候、就  
ては近頃御混雑中とは奉察候得共、不顧自由墨札  
ヲ以奉願候付、何卒一刻御光臨被成下度義は相叶  
申間敷(哉)、此旨偏ニ奉合掌候、委曲は期貴顔  
可申述置候、已上

七月廿九日 薩州 谷元作之助

大病院御掛  
関寛齋様

48 慶応4年7月29日 長州病院より奥羽出張病  
院宛 (関35)

長州藩

三樹山輔

古谷廣助

秦秀之助

大隅政人

田阪耕造

山本光藏

粟屋六藏

久岡忠吉

玉井安植

植木清之進

井上三郎兵衛

大塚謙三郎

宇野吉太郎

大田又兵衛  
三浦卯市  
人夫 熊次郎

谷口芳三郎  
和泉伊右衛門  
丹田久蔵  
梶川直三郎  
中嶋周次郎  
竹中勇次郎  
高野安兵衛  
森川久之丞家来  
勝蔵

右十六人  
右差送り候間宜敷御頼仕候、以上  
七月廿九日 長州病院  
大病院様

（注）7月26日磐城広野で激戦がある。

49 慶応4年7月 日 河田（佐久馬）より関寛齋・安楽養清宛 （関98）

昨日ハ沸騰散<sup>(1)</sup>被下奉万謝候、少々開ケ候得共兎角胸先鬱陶敷困り申候ニ付、今少し持越いたし度候、使へ御渡し被下候得ハ大幸奉存候、以上  
河田<sup>(2)</sup>

関様  
安楽様

- (1) 沸騰散 炭酸水。胸やけ、胃酸の中和剤。  
(2) 河田 河田佐久間（景与）。総督府参謀。  
関寛齋関連文書（1）10頁参照のこと。

50 慶応4年7月 日 諸藩入院調帳 奥羽出張病院頭取 関寛齋 （関36）

慶応四辰年七月吉日  
諸藩入院調帳  
奥羽出張病院 頭取 関寛齋

（注）横帳表紙のみ。

51 慶応4年 月 日 奥羽出張病院入院者氏名 （関91）

士官 山根留次郎  
同 川毛勘助  
同 納 武次郎  
同 六浦友也  
同 石井直江  
同 久山省二  
山崎重次郎  
村田鉄蔵

夫卒<sup>(1)</sup> 仁兵衛  
同 三吉  
同 幸次郎  
同 喜代蔵

二（2枚目の意味か）

士官 足立無事之助  
同 芳原久之助  
同 渋谷甚左衛門  
磯岩益輔  
米橋弥次郎  
松浦助三郎  
今嶋源次郎  
西尾亀三郎  
福地梅右衛門  
三谷弥平次  
下田源助  
本営手廻り<sup>(2)</sup> 磯平

- (1) 夫卒 下級兵士。農民出身か。  
(2) 手回り 常に主人の身近に仕え、世話をしたり警護をしたりする者。  
(注) No.50（関36）諸藩入院調帳の中身か。

52 慶応4年8月 日 関寛齋より総督府会計官宛 （関101-1）

（文中\*は上部に附箋添付箇所を示す）  
一、七月十四日安楽養清<sup>(1)</sup>江戸表迄\*罷越候ニ付多分之御薬種其外器械衣類等御調へ上ニ相成候様申遣シ、猶又其前六月中備前医官作次碩庵<sup>(2)</sup>江戸表迄罷越候節申遣シ候品も其節迄ニ着ニ相成不申候ニ付、序之事故持帰リ候様相談仕、兩度合て余程之御品数ニも有之、右兩度分合て御

調へ上金七百兩前後之事ニも被存候事故其段申出、本内金左衛門殿<sup>(3)</sup>より金八百兩御渡シニ相成候事ニ御坐候、然ル処安楽養清義只今以テ罷歸リ不申、殊ニ其後一向様子も相分り不申、甚タ以心配仕居候、兼て七月中ニは是非共罷歸リ候筈ニも有之候事故其心得且御薬品初追々品切ニも相成候所、追々手負人等相増候上は猶又御薬品初莫大之御入用ニも相成候事故、甚タ以テ心配仕居、右安楽養清今日ニも着ニ相成候得は御用弁ニは御坐候得共、一向様子も不相分事故、甚タ以テ心細ク相成候、仍ては右御品、少之品御調へ上ヶ之ため急々屯人江戸表迄差遣し可申哉、又は外手より御差出シ被下候哉、兎も角も急々御用弁相成候様御差込可被下候

\* (附箋)

此ヶ条、其病院より横浜病院へ掛合候ハ、可相分旨頃日相告候処序有之候ニ付、当局より直々横浜病院へ糺方相告候間左様御承知之事

(1) 安楽養清 『日記』によれば薩摩藩大砲隊付医師で、主に奥羽出張病院の薬や医療用必需品を江戸での買い付けに活躍した。7月7日に関 寛齋の助役に任ぜられ、9月22日に相馬病院に転じ、平 大病院を去った。彼には医薬や医療必需品の知識とその商才があったと思われる。

(2) 作次碩庵 岡山藩医。横浜軍陣病院に勤務。

(3) 本内金左衛門 奥羽総督府相馬会計官。

(注) 本書簡は総督府宛7通を、和紙半折にし表、裏に3枚連続して書き写したもので、本文の上部にその返事(総督府)の付箋(\*)を添付している。この7通を分けて記す。尚関 101 の7通の書簡は付箋を含めて全て同一人物の写筆である。尚又これら書簡は8月19日付『日記』(84~87頁)に纏めて記入されている。

53 慶応4年8月2日 総督府会計官より関 寛齋宛 (関38-1)

御状致披見候、然は委細ヶ條書を以御達之儀委細

承知いたし候、則朱書下ヶ札にて御承知可有之候、金三百兩は沖山氏、三日相渡差遣申候、千兩之儀は明日ニも笠間藩へ差遣候間左様御承知可有之候、以上

八月二日 会計官

関寛齋 老

尚々弊藩之病者段々御世話相成候趣、千万忝奉存候、其上とも随分御頼申候、御願之次第は大體十分之御事ニ可有之旁御金沢山ニ案<sup>(マ)</sup>堵之事と推斗いたし候、且從其地御送り忝奉存候、御礼申し述べ候、い上

54 慶応4年8月2日 畠山源七より関 寛齋宛

(関39)

口上手控

膏薬 一貝

右腫物ニ被相用候間頂戴被仰付被下度奉希上候、已上

八月二日 薩州遊軍隊 畠山源七

関寛齋様

55 慶応4年8月5日 八島周哲・平木元意より

松本兼次郎宛

(関40)

口上之覚

一、岸本権平

一、中村平四郎 是ハ半三郎ト云由

一、長沼慶四郎

一、夫卒之者 友吉

右之通り手負之者差出申候間、乍御面倒宜敷御取計病院へ御願可被下候、以上

八月五日

八島周哲

平木元意

松本兼次郎様

56 慶応4年 月6日 平瀧分院より奥羽出張病院宛 (関82)

筑州藩手負三人

右外局へ引受候、跡七人は面々にて下宿仕候、此段御手引可被与候

六日

別局<sup>(1)</sup>

本局 侍史中

(1) 別局 平潟口病院（分院）のことか。

57 慶応4年8月7日 森本村太郎より関寛齋宛  
(関41)

無抛以箋紙申上候、前文御面会之上と御用捨奉願候、私義此度勅使付トして大総督府より被添出張候処途中より日々大熱発正仕候、御心察之程願度、御地え可伺之処歩行難出来、如何可仕哉奉伺候、早々不具

八月七日

↙

大総督附会計方 森本村太郎

長橋町正源寺<sup>(1)</sup> 病院頭取 御中

↙

(1) 正源寺 性源寺のこと。

58 慶応4年8月14日 岩田元昌より関寛齋宛  
(関42)

湯浅虎右衛門

梶原重之介

吉岡安次郎

夫卒 常三郎

夫卒 鉄次郎

右五人御役介奉願上候、横浜表へ御序之節御送り被下候様奉希上候、毎度御役介罷成千万辱奉謝候、余は拝顔万々御咄可申上候、以上

八月十四日

備州 岩田元昌

関寛齋様

尚々先達て罷出御頼奉申上候、猶乍此上宜奉願上候、以上

59 慶応4年8月 日 関寛齋より総督府会計官宛  
(関101-2)

(文中\*は上部に附箋添付箇所を示す)

一、追々手負人相増、只今にては百五拾人以上ニ相成候間、日々御入用金多分ニ\*相成、此段甚々以心配仕、当病院会計方えも申談シ重々御儉約之道相考へ置候得共、何分手負人之事故余り手詰り候様にも相成不申、無余義莫大之御物入にも相成、其外衣類晒木綿器械等御調ニ相成此

分等合て別紙之通り<sup>(1)</sup>にも相成甚々以心配仕候、仍ては此以前金千両程笠間藩え御預ケニ相成候分も四五日之内ニ御払底ニ相成候ニ就ては此後金千両御払底度毎々申出候訳にては度々之往来無益之事ニ御坐候間、金四千両も笠間藩<sup>(2)</sup>え御預ケニ相成不申候ては甚々以テ心細く御坐候間、此段得と御相談之上御用弁之処ニ御談シ可被下候

\* (附箋)

此ヶ条、其病院入院之病兵は急々横浜え差送候ニ付此上入用込も多分ニ有之間敷ニ付金千両相渡候間、不足之分は三春口会計官より御受取可有之候、此段参謀より被相告候

(1) 別紙之通り 書き写しの本書簡中にはなく、断簡としてNo.60 (関99) に存在する。同一人物の筆跡である。

(2) 笠間藩 常陸国(茨城県)笠間藩。越後長岡藩の支藩。消極的ながら新政府軍に参加派兵した。

60 慶応4年8月 日 関寛齋より総督府会計官宛  
(関99)  
別紙

一、看病人<sup>(1)</sup>只今にては百弐拾人余り、追々相増候斗ニ御座候得共、只今之分にて増減無御座候得は、先壺ヶ月ニ凡賃金七百両前後

一、酒、鶏玉子、菓子、油、炭、薪、梨子、茶其外日々御入用一日ニ凡平均四拾両前後

一、其外臨時晒木綿、ひとへもの、当地着より今日迄御買上之分凡四百五拾両前後<sup>(2)</sup>

記<sup>(3)</sup>

疎遠ニ相成病院之御趣意も相立不申、甚々以不本意之至ニ御座候間、此段早々御評義被下度奉存候

(1) 看病人 原則として傷病兵1人に看病人1人を付けた。

(2) 傷病兵には栄養のある食事や清潔な衣類を支給している。いずれも関寛齋の方針であ

ろう。

(3) 記 この1條は総督府と紛議している模様を示唆している。

(注) 本書簡の筆跡はNo.59(関101-2)と同一である。

61 慶応4年8月 日 関寛齋より総督府会計官宛 (関38-2)

別紙申上候

一、看病人只今にては百弍拾人余り、追々相増と計ニ御座候得共、只今之分にて増減無御座候得は、先壱ヶ月ニ凡賃金七百兩前後

一、酒、鶏玉子、菓子、油、炭、薪、梨子、茶其外日々御入用一日ニ凡平均四拾兩前後

一、其外臨時晒木綿、ひとへもの、当地着より今日迄御買上之分凡四百五拾兩前後

(注) 本書簡はNo.60(関99)と同じ文言であるが、筆跡は異なる。最初の書簡の控えか下書きと思われる。

62 慶応4年 月20日 葉山泰治より関寛齋宛 (関84)

先刻御約仕候ホーゲル、何卒頂戴被仰付候様奉願候、先以為御頼、書外拜眉万縷、草々頓首  
廿日

(端裏書)

関 墨斯 刀圭下 葉山泰治

63 慶応4年8月21日 中島官治より関寛齋宛 (関43)

(端裏書) 薩州手負人より一札

薩摩六番隊

貴嶋卯太郎

有河陽之介

二木甚兵衛

山下喜之介

松崎杢右衛門

右之人数今度二本松落城之節致手負当病院迄差候

処、然上は早々横濱病院<sup>(1)</sup>え御差送ニ相成候様承知仕参候処、当節は横濱病院え送方之儀無差止候様承り、如何之御趣意にて無差止候哉否一応伺候処、又候御沙汰ニは早々横濱病院え差送候様御沙汰候間相待居候処、近々使船之趣頓ト不相見へ、何分病人一日も早く横濱病院え罷越療養仕度由申出候間、自分持合之以金子陸地差越候間、右之次第御届申上置候、已上

辰八月廿一日 薩摩医師 中島官治(角印)  
関寛齋様

(1) 横浜病院 横浜軍陣病院. 仮病院, 養生所, 修文館, 野戦病院, 天朝病院との異称あり. この軍陣病院は慶応4年閏4月横浜に設立し、銃創治療の技術を持つ英国医師ウィリスを雇用し、奥羽戦争時平潟口、白河口の傷病兵を横浜にて治療を行った。慶応4年7月20日頃この病院は序々に閉鎖され、江戸下谷の藤堂邸に新設された(東京)大病院に吸収された。従ってこれ以後傷病兵は陸路(東京)大病院で治療を受けた。この間の経緯はよく判らないが、薩摩藩医大病院取締 前田杏輔の独断による閉鎖と思われる。ウィリスは8月東京大病院より北越口の傷病兵の治療のため北越に向かう。

64 慶応4年8月21日 和泉屋七十郎・和兵衛より関寛齋宛 (関44)

芳墨難有拜見仕候、益々御賢勝被遊御座奉恐入候、随て拙子無異罷在候間、乍憚御休意思召被遊可被下候、扱今度奥羽御出張何共御大役御苦勞千万奉存候、尚御無事御帰府奉祈念候、御帰府之上ハ銚子方へ御光駕奉待上候、先ハ右貴酬迄不取敢申上候、早々頓首

八月廿一日 和泉屋七十郎 和兵衛  
関寛齋様 参人々御中

65 慶応4年8月25日 総督府会計方より関寛齋宛 (関83)

昨日ハ御帰相成申候、扱戦争手負何人、内何藩何某深手浅手之申儀、乍面(マツ) 御書被下御遣可被下

候様、此段得御意申候事

廿五日

（端裏書）

↗

関寛齋様

会計方

↗

66 慶応4年8月 日 総督府参謀より関寛齋宛  
（関47）

備前藩

吉岡安次郎

湯浅虎左衛門

梶原重之介

夫卒 常三郎

鉄次郎

介抱人夫卒

卯三郎

栗之介

右は於横浜療治被仰付候条御船便次第可被差遣候事

八月

参謀

関寛齋 老

67 慶応4年8月 日 靄屋弥介より関寛齋宛  
（関89）

覚

長州 一番隊・三番隊病人

酒向壽植

徳田良作

岡 徳次郎

木村新輔

末峯虎之進

以上五人

とぎ町 靄屋弥介

68 慶応4年8月 日 関寛齋より総督府会計官宛  
（関101-3）

（文中\*は上部に附箋添付箇所を示す）

一、先日木梨先生<sup>(1)</sup>三春より当方え御立\*寄之節申立置候病院監察として老人御附置被下、会計方上見諸俗事世話方等之義夫々差引いたし呉候

様仕度、左候節は寛齋義療養向一筋ニ相成候事故、乍不行届も手負人初格別疎遠ニも相成不申候方と被存候間、此段御談シ被下、急々老人御差越シ被下度奉存候

\*（附箋）

此ヶ条貴老進退<sup>(2)</sup>相分候上御沙汰可有之候

(1) 木梨精一郎 幕末・明治の軍人、官僚。長門国（山口県）萩藩士家に生まれる。戊辰戦争では東海道鎮撫総督参謀、次いで奥羽総督府督参謀、総軍監となる。維新後は長野県知事、元老院議官、貴族院議員。男爵。明治43年没。享年66。（1845-1910）

(2) 貴老進退 この当時関寛齋の病院運営、即ち傷病兵1人に就き看護人1人付けること、清潔な蒲団、浴衣、栄養ある食物を支給する等その多額の費用に関して総督府と意見の相違があり、総督府は奥羽出張病院を三春口総督府に移す（関寛齋の進退を含む）ことを中央の大村益次郎（軍防事務局判事。10月軍務官）に相談したようである。その返事は明らかではないが、8月晦日付で奥羽出張病院は平大病院に昇格し、関寛齋は院長となる。そもそも大村益次郎は大坂の適塾に学んだ医師で、関寛齋の手腕を高く評価していた。大村は既に新政府直轄陸軍病院創設の構想を持っていたのではないと思われる。

69 慶応4年8月 日 関寛齋より総督府会計官宛  
（関101-4）

（文中\*は上部に附箋添付箇所を示す）

一、次第二寒サニも相向イ候上は只今之\*低、浴衣一枚ニては手負人相凌キ不申候事ニも被存候、仍ては綿入服用之所ニ仕候事ニいたし度候間、右品は御調イ上ヶ之上へ当病院え御渡シ被下候哉、又は当方ニて相調へ可申哉急々御差図可被下候

\*（附箋）

此ヶ条尤之儀ニ付為買入東京へ御用使今日差立候間着次第差向可申

70 慶応4年8月 日 関寛齋より総督府会計官宛 (関101-5)

(文中\*は上部に附箋添付箇所を示す)

一、沖山武三手代、兼て老人同藩より\*差加へニは相成居候得共、追々御用繁ニ付、今老人手代相増被下度此段御談シ可被下候

\* (附箋)

此ヶ条貴老進退相定り候へは其表にて相雇置不苦候事

71 慶応4年8月 日 関寛齋より総督府会計官宛 (関101-6)

(文中\*は上部に附箋添付箇所を示す)

一、前々申上候懸り追々手負人多人\*数ニ相成候ニ付てハ何時乱妨人等之義も甚タ心配仕候間、当病院近所へ兵隊三四十人詰居候様笠間藩え御達シ置被下度此段御談シ可被下候

\* (附箋)

此ヶ条、過日笠間藩へ市中警衛之義参謀より達有之義ニ付別段不被及御沙汰候事

72 慶応4年8月 日 関寛齋より総督府会計官宛 (関101-7)

(文中\*は上部に附箋添付箇所を示す)

一、手負人、追々多人数ニ相成候、昨日迄ニ百三十拾人余ニ御坐候、是又兼て先日先達て木梨<sup>子</sup>先生より御嘶シも有之且は其後何之御沙汰も無之、追々入院多人数ニ相成候旨申聞候所、殆以テ不本意之様子にて初念ニ相違之事故、甚タ以氣之毒之次第ニ御坐候、且右手負人付添之者より当病院動静之義、且横浜え病人差送り之義いつれ之御評義相成候次第承り度旨被相尋、甚タ以テ当惑仕候、仍ては当病院三春え御引移シ歟、又は当方え先ツ御差置ニ御坐候哉此処御差図被下度、且横浜え差送り候義<sup>(1)</sup>も同様御評決御差図被下度願出候、右之義ニ付彼是懸合向等ニも刻限相費イ自然手負人診察等も疎遠ニ相成候事故、兼々願置候病院監察老人早々御差加へ被下度、左も無之節は手負人手当向追々木梨先生より当病院三春え御\*引移シニも相成候由、御内達も有之且其節是迄手負人横浜え差送候

所、以後之所は右三春ニおいて療養相加へ横浜えは差出シ不申候由も御嘶シ有之候、其後追々相馬口諸藩より手負人相増候事にて只今之懸りニ相成候事ニ御坐候、其後何方より何之御沙汰も無之候事、且は日々療養向繁雜ニ打過キ候、当病院三春引移シ、且手負人横浜え差送り候義等御尋申上御差図相伺可申之処、前條ニ取紛レ延引ニ相成候、然ル処昨日薩兵二本松攻撃之節手負人十六人程送り来候処、右手負人義兼て存込ニ候ニは当病院着より不日横浜病院え差送り之事と一統相心得居候由ニ相見へ候、然ル処(後欠)

\* (附箋)

其局進退之義は当出張参謀三春口へ罷越居候ニ付、帰着之上ならてハ難及沙汰候事

(1) 横浜へ差送り候義 7月20日頃横浜軍陣病院閉鎖の件は正式に各所へ伝達されてない模様である。恐らく前田杏齋の独断の所為であろうか。

73 慶応4年8月 日 奥羽出張病院入院病人 (関90)

薩州

痰飲	喘息泊	十二番隊	次郎
利疾	下利	昼夜二十度	小荷駄方 善兵衛
脚氣	両脚腫氣	腹満	〃 嘉次郎
疥癬内攻	大便秘結	二三日	〃 仙助

(注) 9月4日付『日記』(110頁)に“大村益次郎殿より当病院を大病院と唱えるように”との書入あり。これ以降関寛齋進退の話は出て来ない。奥羽出張病院を平大病院と改名したのは8月晦日である。

74 慶応4年9月6日 久松源五郎より関寛齋宛 (関51)

拜呈、追日冷氣相成候処、弥御安静被為渡奉恭賀候、尔は別紙壱封弊藩より江城へ差遣置候もの持来、会津より二本松へ向到来仕候付、兼て磐城平へ御滞陣之御事と相考候付、同所へ向差送候間御



落手可被下候、外ニ富澤徳蔵と申同藩郷之書状も定て其御地病院へ罷在候まゝ一同見覚候間、若御厄介ニ相成居候ハ、乍恐御渡可被下候、右之段得貴意度呈寸楮候、恐惶謹言

九月六日 大村 久松源五郎<sup>(1)</sup>

関寛齋様

尚々若富澤徳蔵其御元へ不罷在候ハ、乍御手数御序之折、二本松出張之太政官会計局へ小生罷在候間御返却可被下候、以上

(1) 久松源五郎 肥前大村藩士。文久3年大村藩37士の血盟に加わり、同志らと藩論を尊皇に導く。戊辰戦争に参加。(1827-1894)

(注) 慶応4年9月8日より改元し明治元年9月8日となる。

75 明治元年 月 14 日 平潟口分院より関寛齋宛 (関 85)

口上

伊藤先生御迎奉願上候

十四日 分局 (角印 [病院/分局])

大先生 御机下

76 明治元年 9 月 18 日 関寛齋より阿部節蔵宛 (関 59-5)

沢文仲義、七月中御周旋を以て嫡子弘造義当病院附属ニ相成、引続き文仲義も当病院手負多人数入院之砌ニ御坐候間直様寄宿致し、療用向初め諸事出精致呉、彼是御都合ニ相成候、然処此程は泉藩家来追々恭順ニ相成、段々御用辺ニ被召出候由、既ニ相馬病院ニおいても泉藩医師老人附属被仰付事ニ御坐候、右文仲義当病院附属被仰付候様参謀局え御達方之儀御取計願出候、尤も同人義、七月中より只今迄相勤居候儀は泉町医之処ニて御取計被下候事ニは有之候得共、是迄出精も致し居候義

故、只今改て附属被仰付候得は是迄之精勤無益ニ相成可申哉、乍去是迄之処ニて今般改めて被仰付候御趣意ニ相成可申哉、何れ成共宜敷御取計可被下候、乍去可相成は此上之勤功相顕し何様御取計之道も御座候ハ、同人初め私迄も難有次第ニ御座候、以上

九月十八日

関寛齋

阿部節蔵様

二日申上置候、前文之儀参謀局より御達ニ相成候節は其段御達し被下候様是又願上置候、以上

77 明治元年 9 月 22 日 関寛齋より固所詰合中・宿問屋中宛 (関 49)

覚

三國屋 吉右衛門

右者、当病院御入用御薬種其外為御調上江戸表迄差遣候間無差支御通被成、且御用物等差送之節は人馬継立等之儀、同人申出次第取計可申候、以上

奥羽出張病院 頭取 関寛齋 (印)

辰九月廿二日

所々御固所 御詰合中

宿々問屋中

(注) 10月20日付『日記』(142頁)に三國屋吉右衛門薬品類を東京より持ち帰るとあり。

[参考文献]

朝日新聞社編。朝日日本歴史人物事典。朝日新聞社：1994

北海道陸別町関寛齋翁顕彰会編。関寛齋 奥羽出張病院日記。陸別町教育委員会：2016年3月1日発行。

戸石四郎著。関寛齋 最後の蘭医。三省堂選書：1982年8月30日発行。

合田一道著。評伝 関寛齋。藤原書店：2020年6月10日発行。